

政令第百五十号

最低賃金法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、最低賃金法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

最低賃金法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十年七月一日とする。